

行政財産使用届

令和 年 月 日

堺市教育委員会様

所在地

名称

代表者

次のとおり届出いたします。

使用物件	名称	堺市立中央図書館
	所在地	堺市堺区大仙中町18-1
	場所	地下1階 現地装備室
使用目的	閲覧用図書等納入に係る資料装備作業	
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
使用条件	裏面のとおり	
使用責任者	所属	
	氏名	
	電話	
添付書類	作業従事者届	

使用条件

- 1 使用行政財産は使用目的以外に使用してはならない。
- 2 使用行政財産の全部又は一部を転貸し、又は使用権の譲渡をしてはならない。
- 3 使用行政財産の現状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、特に承認を受けたときは、この限りではない。
- 4 使用行政財産について、使用者が必要費又は有益費を支出することがあっても、使用者はその償還を請求できない。
- 5 使用者は、その責めに帰すべき事由により使用行政財産の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、本市の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 6 使用者は、仕様書に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 7 使用者は、使用期間が満了したとき、又は協定を取り消されたときは、速やかに使用行政財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に承認したときは、原状に回復しないで返還することができる。
- 8 使用期間中に、本市において公用若しくは公共用に供するため必要性が生じたとき、又は当該使用の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに使用を中止するものとする。
- 9 本市は、前号の中止によって生じた損失を一切補償しない。
- 10 前各号に定めるもののほか、本市の指示する事項を誠実に遵守しなければならない。